

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

目的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり10,021千円

補助率：2/3

実施主体：市町村（特別区含む）



アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対象児童等見守り強化事業」の拡充】

支援局 虐待防止対策課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業補助金＞

令和5年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

- 市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげる、「支援対象児童等見守り強化事業」を見直し、おむつ配布を含む宅食タイプのアウトリーチ型を強化する。
- こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

＜現行＞

「支援対象児童等見守り強化事業」

- こども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

＜見直し＞

「アウトリーチ支援・宅食事業」

- ① アウトリーチ型の強化
 - ・おむつ等の消耗品費をはじめとした巡回活動費の強化
- ② 都道府県を介した中間支援法人の活用
- ③ 実施形態の見直し
 - ・こども自身が申請できる仕組み

3 実施主体

- ① 市区町村
- ② 都道府県

4 補助率

○児童虐待防止対策等総合支援事業：国2/3、都道府県、市区町村：1/3

5 補助単価案

- ① 巡回活動費強化 1か所あたり 5,218千円
- ② 中間支援法人活用 1都道府県あたり 60,000千円
- ③ 周知啓発経費(②の加算) 1都道府県あたり 28千円